

つぶやきがんちゃんの

生活知恵袋

せいいかつちえぶくろ



Vol. 69



齋藤廣勝 (さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFP®認定ファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

●相続財産の範囲と財産目録

相続財産と一口に言っても、一体どこまでがその範囲と言えるのだろうか?

終活準備の中でもとりわけ財産の掌握は重要な問題だ。現金や預貯金だけでなく、土地や建物、株式や債券などの有価証券、自動車、生命保険(注1)、損害保険、貸付金、書画、骨董、貴金属、家具、立木など実に幅広い。さらには、プラスの財産だけではなく、借入金や保証債務などのマイナスの財産も入ってくる。これらの遺産全てが、当然に遺産分割の対象となるわけだが。残された相続人にしてみれば、遺言書も財産目録も何も残っていないから、遺された家族は途方に暮れてしまうことだろう。人が亡くなると、それでなくとも何かと忙しい。先に逝くものの責任として、遺言の作成とは別に財産目録の作成をしておくことを強くお薦めする。遺言書が効力を持つには一定の書式が求められるが、財産目録にはそれが無いので気軽に作って良いものだ。さらに一步踏み込んで、この財産は誰にという記載があれば、正式なものではないにしてか意思表示であることは間違いない。遺言作成の前に、この財産目録があれば遺言の内容や遺産分割の仕方など大きな貢献をすることに違いない。仮に遺言書が残されていなかった場合でも遺族にとってはどうぞ有難いことが…。

話は変わつて、相続人にしてみれば、「うちのお父さんも遺言書ちゃんと残してくれればいいのに…」と思っている方は少なくないのだが、なんせ言い難いと口をそろえる。でもお父さんが一に備えて財産目録だけは作っておいてね」とは言い易いのではないだろうか…。これを機に、財産目録を作り始める「遺言書を作つてみるか」という気持ちにさつと近づくはずだ。もっと積極的に言おうとすれば、「お父さん、「がんちゃんのつぶやき」にこんなことが書いてあつたよとなれば、吾輩もやれいのだから…」さて、次ページに相続財産の目録のサンプルを作成してみたので参考にしていただきたい。

今月のテーマ 相続財産を掌握する

相続税法が本年1月1日にいよいよ改正された。先月号では、その相続税法改正の内容に触れたが、秋田県の納税者比率が平成25年で1.1%だったことを考えれば、改によって1.6倍程度に増えると予想されているものの、ごくごく一握り、いやひとつマミ程度だ。「相続の問題は高額の資産を保有する人の話で、我が家にとっては無縁」と思った方もいると思うが、どっこいそうはいかない。もちろん、当事者にとっては深刻な問題ではあるが、相続問題は相続税負担者だけの問題ではないことを先ずはお伝えしなければならない。

近年、相続によるトラブルで家庭裁判所に持ち込まれる相談件数は年々増加の一途をたどり、問題は深刻化している。平成21年の最高裁判所事務総局の司法統計年報によると、総相談件数575,377件のうち166,218件(28.9%)のおよそ3割が遺産相続に関する相談となっている。相続をめぐっての親族間での争いは誰もが望むことではないし、とりわけ遺産を残した被相続人にしてみれば、自身の遺産が原因で家族が争うことにならうとは、なんと残念であろうことか。あの仲の良かった家族が…!

最近の相続への関心は税法改正に伴い高まっているが、これを機に相続税の問題から一歩踏み込んだ遺産相続を考えてみてほしい。人の死を前提にした問題だけにタブー視しがちだが、先に逝くものの責任として、またやがて関わる相続人としても避けては通れない問題だ。

これまで、遺産相続のトラブルは一部の資産家の問題とされてきたが大間違。今は「資産の少ない家」の方がもめるとも言われている。家庭裁判所の「遺産分割」紛争の実態は、「遺産1,000万円強5,000万円以下」が最も多く43.3%、「1,000万円以下が30.9%」。相続税の納税範囲に入らないようなこれらだけで実に74.2%を占めている。そして100万円程度の資産を巡っての争いもあるという…。

「我が家に限っては」とは、もう言っていられない。「相続」が「争族」にならないためにも…。

保険と暮らしの相談センター

あなたの夢の実現へのお手伝い!!

- 家計の見直し・生活設計
- 住宅取得、住宅ローンの見直し
- 保険加入・見直し(生命保険・損害保険)
- 年金・老後資金準備
- 相続・遺産分割

相談料は無料!!
納得いくまで相談できます。



株式会社トータルライフサポート

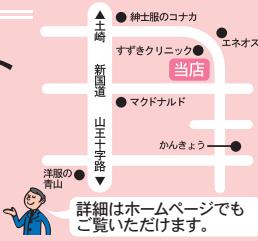
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

●営業時間：9:30～19:00 ●定休日：水曜日

Tel 018-827-7611

Fax 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>



詳細はホームページでもご覧いただけます。

注1：生命保険金は、民法上は亡くなつた人の財産（遺産）ではなく、「死」によって契約上受取人に指定された者が受取る固有の財産だが、相続税法上は「相続財産」とみなして相続税を課すことにしているもので、これを「みなし相続財産」と呼んでいます。

相続財産の評価と相場

相続税法が変わり、「もしかしたら我が家の場合も…」に戸惑うとしている方にとっては、まずは相続財産の評価から始め、その総額が非課税の枠を超えるか否かを知らなければなりません。財産の種類によって評価の仕方は異なるが、別表（相続財産の評価）を参考にしていただきたい。特に注目すべきは小規模宅地等（相続人等が居住していた宅地等）の場合、80%が減額されるということだ。相続財産の種類別の内訳データを見ると、土地の占める割合が平均で51.6%を占めるというから、その減額効果は大きい（別表（相続財産内訳参考））。自家の土地が財産の大半だという方は、その計算だけで課税の是非が判定できてしまうかも知れない。その上で、相続税対策が必要な場合はしかるべき方法を考えなければなりません。

相続財産内訳	
現金・預貯金	23.6%
有価証券	15.7%
土地	51.6%
家屋・構造物	6.5%
事業用財産	2.5%
家庭用財産	0.2%

知らないが、生前贈与・生命保険金控除の活用、評価額の引き下げ、相続人を増やす借入金の利用等々、具体的な対策を講ずることとなる。秋田県の相続における納税率が1%程度と考えれば、多くの場合は非課税の範囲に収まってしまうだろう。しかし、これだけで問題は終わらない…。

相続財産は「プラスの財産だけ」と考えがちだが、財産だから当然想い出しがちではない。マイナスの財産（借金等）は除いて、プラスの財産だけを相続するという虫のいい話は通用しない。

相続するということは「借金や保証人としての債務」も包括的に相続するのが通常の相続なのである。これを「単純承認」という。プラスの部分は目につきやすいが、マイナスの部分は見えにくい。プラスだけでなくマイナスの財産の評価もしっかりと把握しておかなければ、単純承認の結果、フタを開けてみたらマイナスの方が大きく、こんな筈ではなかつたのに、ということになりかねない。先に逝くものの責任として、マイナスの部分も整理しておく必要がある。

相続が発生（被相続人の死）し、遺言も財産日録も遺された相続人は、先ずはその調査から始めなければならない。前

段でも述べたように「プラスは比較的見つけやすいが、借金や保証人になつたことなどは家族にも内緒にされ、隠されている場合があるからだ。それだけに、財産調査のなかで、もっとも難しいのが借金の調査だ。

まずは、被相続人の保管しているものの中から、ローンの契約書やキャッシングなどの利用明細などがないかを調べてみる必要がある。それでも完全ではないかも知れないし、不安は残ったままとなってしまう。その場合は、借入の状況はやクレジット情報などを管理している「個人情報信用機関」（全銀協（JC、JCHO））に被相続人の情報開示を求めることも可能だ。全てを掌握できる訳ではないが、大まかなものは確認できる可能性が高いので、是非ともお勧めしたい。財産調査をした結果、マイナスの財産が明らかに多かつた場合は、「相続放棄」の手続きをするほうが良い場合もあるからだ。

相続の問題は税金の心配よりも、相続人間のトラブルが大きい問題だ。来月号では遺産の分割について解説することにする。

マイナスの相続財産

相続財産が判らない

（相続財産の評価）

●不動産（サンプル）	
土地・建物の区分	所在・地番
土地	秋田市〇番〇号
建物	同上
●預貯金（サンプル）	
種別	銀行・支店名
定期	秋北銀行
普通	秋東信用金庫
●保険関係（サンプル）	
保険種類	保険会社等
終身保険	はなまる生命
養老保険	かくまる生命
●借入金関係（サンプル）	
種別	借入先等（氏名住所など）
個人債務	泉北太郎（秋田市山王）
●その他の財産（サンプル）	
財産の種別	名称、その他
骨董	掛け軸

（相続財産の評価）

財産種類	評価方法	評価の目安	相場価格
宅地自用地	1市街地およびその周辺 ⇒ 路線化方式 2①以外の地域 ⇒ 倍率方式	売買時価 × 70%～80%	
小規模宅地等	小規模宅地等の評価減の特例がある	330mまでの部分を80%減額	
借地権	自用地の評価額 × 借地権割合	自用地の評価額 × 60%～70%	
貸宅地	自用地の評価額 - 借地権の評価額	自用地の評価額 × 30%～40%	
建 物	固定資産税評価額	標準的な建築費用60%～70%	
借家権	固定資産税評価額 × 借家権割合	固定資産税評価額 × 30%	
貸 家	固定資産税評価額 - 借家権の評価額	固定資産税評価額 × 70%	
貸家建付地	自用地の評価額(1-借地権割合×借家権割合)	自用地の評価額 × 79%～82%	
上場株式	次の株価のうち、いずれか低い金額で評価 死亡日あるいは贈与日の ・終値 ・当月の終値の月平均額 ・前月の終値の月平均額 ・前々月の終値の月平均額	売買時価	
気配相場等 のある株式	①登録銘柄・店頭管理銘柄⇒上場株式と同じ ②公開途上にある株式 ⇒ 公開価格で評価		
生命保険金	受取金額（500万円×法定相続人の数）		
一般動産	評価する時点と同じ程度のものを買う場合の價格	(調達價格)が原則	
書画・骨董品	売買実例価格、専門家による鑑定価額を参考		